

# 病院の存続に向けて



- 「中間報告」について、ご意見、ご質問等がありましたら、気軽にご連絡ください。
  - 町のホームページに、中間報告の全文及び委員会の議事録の概要を掲載しています。
- 問い合わせ先／神石高原町病院対策室 電話 0847-89-3330  
ホームページ <http://www.jinsekigun.jp/>

○九月六日、神石高原町病院機能・あり方検討委員会（鈴木強委員長）から町長へ、県立神石三和病院の地元移管に係る中間報告「病院のあるべき将来像に関する意見書」が提出されました。

○町は、この中間報告を受けて、「町立病院の設置」に向けて具体的な検討を始めることとなりますが、町民の皆様をはじめ多くの方々のご意見をいただきながら、「町も残り、病院も残る」ことを基本として検討を行って参りたいと考えています。

○中間報告は、「はじめに」と「意見（方向性）」で構成されており、「はじめに」の概要と「意見（方向性）」の全文をご覧ください。

## 「はじめに」の概要

この中間報告は、次のような願いを込めて作成しています。

県立神石三和病院の「地元移管」に伴い、神石高原町の医療・介護・福祉・健康について、私たち町民が県を通してでなく、直接関与し、積極的にシステムを作り上げることで「安心と信頼」を得るチャンスであり、また、地元活性化の起爆剤にもなります。

町は、町民に対して良質な医療サービスを提供し、へき地ならではの医療の義務を負っています。この目標を達成するためには、今までの「県立病院依存体制」から「町民の意思が反映される体制」への脱却が望まれます。

その一方で、どこの市町でも逼迫した財政状況のもとで、「健全な病院経営」が絶対条件として求められます。公設であろうと「経営的に持続可能」でない限り良質な医療の提供はできません。巨額の赤字体質では積極的に町民の健康を守ることは不可能であります。

医療情勢は厳しくなる一方です。医療スタッフの確保も容易ではありません。

しかし、私たちは問いたい。「自分たちの健康は自分たちで守りたい。この地で不安なく一生を全うしたい！」町民はそう思っておられると思います。であるとしたら、英知をつくして「私たちの病院」を作る必要があります。

「健全経営」には越えなければならぬハードルが数多くあります。これは行政当局、委員会の答申だけでは越えることはできません。この中間報告には、町民だけでなく各方面からのご意見をいただき、多くの人から「病院存続のため自分たちは何ができるのか」の提案を期待しております。

なお、この報告は、あくまで中間報告であり、医療情勢は時々刻々と変化しており、時勢を考慮しながら最終報告に向けて慎重に検討を行うこととしていきます。



# 検討委員会が町長へ中間報告を提出されました

## 意見（方向性）

### 1 はじめに

神石高原町病院機能・あり方検討委員会は、これまで6回の委員会を開催し、病院のあるべき将来像について、次の項目について慎重に検討し、これまでの検討内容を中間報告として取りまとめ、町長へ意見（方向性）として提言するものです。

①病院の運営形態について（公設公営、公設民営、民設民営等）

②病院の機能について（救急医療、人工透析、訪問診療、訪問看護、在宅支援等）

③病院の規模等について（病床数、病床種別、介護施設等への転換等）

### 2 運営形態について

(1) 県から病院の移譲を受けて「町立」として運営することが望ましい。

(2) 「町立」とした場合の運営形態は、公設民営方式（指定管理者制度を導入）が望ましいと考えられますが、公設公営方式も含めて、さらに詳細な収支等のシミュレーションを行い、運営形態を検討する必要があります。

### 3 病院規模・機能について

(1) 病床数（一部を介護施設などに転換した場合は収容者数）は、現状維持を目標とします。

(2) 病院機能については、次の機能を目標とします。

①救急医療（救急医療の継続）

②人工透析（人工透析の継続）

③訪問診療（在宅の患者へ医師による訪問診療の継続）

④訪問看護（在宅の患者へ医師の指示を受けた看護師による訪問看護の継続）

⑤在宅支援（患者、家族相談係の設置）

⑥病診連携（病院と地元開業医との連携による患者への適切な診療及び支援）

(7) 医療機関・介護施設・町（行政）の連携（三者が連携のもと、医療・介護・福祉・健康の一体的なサービスの提供が行われるシステム）

### 4 県との対応について

(1) 土地・建物の無償譲渡や医療機器等の更新などで、今後10年間程度は維持できる病院の移譲を受ける必要があります。

(2) 医療スタッフの確保の保証、特に、医師の長期的な派遣の確約が必要条件です。

(3) 将来にわたって安定的経営が保障される援助（人的、財政的）を受ける必要があります。

### 5 町の取り組みについて

(1) 町は、自助努力を最大限することが前提です。

(2) 町長をはじめ、町民のすべてが自分たちの医療、健康を守るのだという強い意志での取り組みが必要です。「県

頼み」、「な

んとかな

る」との意

識では病院

存続は望め

ません。こ

の場合、廃

止、民間移

譲となりま

す。

(3) 不採算性部門などに

対する町財政からの

繰り出しの必要と、その部門

が着実に目標を達成している

か常に検証が必要です。

### 6 安定的経営が絶対条件

(1) 指定管理者を指定する場合、安定的経営が確保されるかどうかを慎重に検討する必要があります。

(2) 安定的経営ができないと判断される場合は、病院規模の縮小、あるいは診療所等への転換も視野に入れて検討する必要があります。

